

平成30年5月24日

託送供給約款の変更の認可について

関東経済産業局長から、島田瓦斯株式会社（法人番号 8080001013060）によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20180515 関 東 第 16 号
平 成 3 0 年 5 月 2 4 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について (回答)

平成30年5月10日付け20180419関東第91号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。